

# ポストコロナ時代の 大学を考える

田中 優子

日本私立大学連盟総合政策センター  
政策研究部門会議 特別委員  
(法政大学名誉教授)

## 1 大学改革のあるべき方向

コロナ禍を経験した大学は、これを契機に「学び」について今後の方向を明確にすべきだと考えている。重要なことは2つある。1つは「学びの危機管理」である。もう1つは学修者本位の学びを実現するための「新しい学びの方法の模索」である。この2つを柱に、日本私立大学連盟の総合政策センター政策研究部門会議は2021年7月、「ポストコロナ時代の大学のあり方」デジタルを活用した新しい学びの「実現」をまとめ、提言し、8月2日の記者懇談会において

報道陣への発表を行った。すでに日本私立大学連盟のWebサイト上でこの提言は読むことができ、概要も一覧することができる。

本論の文章表現には、提言と重複する部分がある。これは提言に私自身が作成した箇所が含まれるためであり、委員の皆さんと練り上げた重要な表現を使っている箇所が多々あり、他の言葉では表現し難い部分を含むからである。ご寛恕願いたい。

さて、大学は社会とともに、今や危機の中にある。COVID-19が沈静化したとしても地球温暖化の亢進こうしんの<sup>と</sup>では、パンデミックは繰り返されるであろう。いかなる災害のもとでも学びを止めない社会をつくる必要があり、各私立大学は付属校も含め、そのための体制をつくっておかねばならない。

また、学修者本位の学びを実現するための「新しい学びの方法の模索」とは何か。従来から「単位の実質化」「学修者本位の学び」が叫ばれてきた。しかしそれらの進捗は遅かった。その状況のなかでパンデミックを迎え遠隔授業を経験したことにより、デジタル環境を活用することで本来の目的を達成できるかもしれない、という可能性も見えてき

たのである。すなわち、個々の学修者に合わせた学びの多様化や深化の方法を開発する可能性だ。

デジタルを活用した新しい学びの実現には3つの観点が必要である。第1は、「学修者本位の学びへの転換」を明確な目的にすることだ。オンデマンドを利用した反転授業や、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッドやハイフレックスに複数のTA (Teaching Assistant) を投入することによって、個別指導を実践できるのではないだろうか。さらに、ルーブリックなどの組み合わせによって学生自身が目標を設定し自己管理し目標達成まで実践する流れを、TAや教員が見守り助言しつつサポートするような学びの仕組みを作るとは、さほど難しくないのでないだろうか。2006年にすでにオンライン授業の上限規制を撤廃しているアメリカでは、各大学に成果検証が蓄積されている。もともと成績が良い学生はオンラインでさらに成果が上がるが、そうでない学生は成果が下がる。そこで自分で目標を設定してそれを達成する方法を取り入れたところ、成果が上がったという。学びには知識だけでなく強い関心と意欲と集中力と知的好奇心が必要である。それらを個々の学生にもたせるには、第1に指導する者とのあいだのコミュニ

ケーションが必須である。第2に、本人の関心領域とどこかで重なる達成目標を設定できる自由が必要である。第3に、曜日・時間・回数・教室に縛られることなく、個々の生活の中で、本人が充実感を得られる時間・空間を使って学べることも必要だ。それらを学生に保障するためには、教員は「成果の見える化はどのように達成できるか」「そもそも学修における成果とは何か」など、根本的な議論をしつつ、新たな方法を模索すべきであろう。

一方、昨年は課外活動が大きく制限されることによって、とりわけ新入生の心身の健康が少なからず損なわれた。そこで大学は、オンラインを使うにしても、空間としての大学に行く機会を必ずもつハイブリッド授業の積極的な導入を検討する必要がある。

デジタル化は、グローバル化、リカレント教育、地方創生、大学間連携、高大接続などを推進するうえで極めて有効であり、さまざまな工夫により「大学での学びの機会と質」を飛躍的に向上させることが可能である。なかでも、日本の社会にとつて喫緊の課題がリカレント教育だ。大学中心の視点だけではなく、産官学連携による共通基盤を構築し、オンラインを活用したりリカレント教育を積極的に推進すべ

き時機が到来している。その位置づけや責任ある運用を大学設置基準の中に明示することも検討したい。

## 2 大学設置基準への提案

大学が前述の改革をするためには、現在の大学設置基準のいくつかを撤廃ないし緩和しなければならない。今後は一斉に同じ教室に集まり、同じ時間内で同じ回数をこなす以外の方法をとれるようになるであろう。現在は遠隔授業の方法により修得する単位数の上限が60単位に定められている。この制限を定めた第32条5を撤廃することを提案した。

オンライン授業であっても対面授業と同様にシラバス、出席確認、課題提出や大学による授業実施状況の把握は十分に可能であることがわかった。もはやオンライン授業と対面授業とを区別する根拠は見当たらないのである。

課題があるとしたら、通信制との関係である。通信制にあつてもスクーリングという対面授業を提供しているところが多く、通信と対面の組み合わせという意味では、極めて似てくる。この課題については、時間をかけて一体化する方向をめざすことが必要だと考える。乗り越えるべき問題

は多い。しかしそれは60単位の上限撤廃とは異なる課題である。

次に、第21条2から第23条にわたる、単位の基準となる授業の時間、期間を削除し、これらはガイドラインとして示すことを提案した。学修者本位の学びの実現には、確固とした学修成果を得ることが重要であることを踏まえれば、学修時間、学修期間、学修場所が規制されることより、学修成果の可視化や定量的・客観的測定方法を早急に確立することで「単位の実質化」につなげるべきである。

次に、第32条(卒業の要件)にある「大学に四年以上在学し」という在籍年数の基準を削除することを提案した。留学促進を図るためには4年間の卒業年限は大きな足かせになっている。単位累積加算制度の活用によるリカレント教育の促進のためにも、卒業要件の在籍年数は今後、阻害要因になるであろう。

校舎等施設、校地面積、校舎の面積等についての第34条「校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする」という文言は大学施設に関する基本的な考え方を示すものであつて、重要である。しかしそれだけで十分で

あろう。あとは各大学が自らの教育上の個性を發揮できる施設設備を用意すればよいことである。従って、第35条(運動場)、第36条(校舎等施設)、第37条(校地の面積)、第37条2(校舎の面積)、第38条(図書等の資料及び図書館)、以上を削除することを提案した。面積等による一律の規定にしたがうことではなく、各大学の独自性に立脚した改革を行うことが期待される。

定員管理については、大学が学部や学年等の壁を取り払って柔軟な教育プログラムを積極的に展開するためには、学部別、学年別の入学定員による定員管理が妨げとなっている。入学定員から收容定員に基準を転換すべきである。さらに、定員管理の単位は、学部ではなく大学とすべきである。学部間の連携教育プログラムの設置が奨励されているからだ。オンライン授業が急速に普及し、複数キャンパスをつなぐ学際的副専攻制度、複数大学をつなぐ大学連携教育プログラムなどの実現可能性が増大してきている。そのためにも大学全体での定員管理が不可欠だ。以上が大学設置基準に関する提言の一部である。全体はWebサイトなどでご確認いただきたい。

### 3 国の支援についての提案

ところで、デジタル化への対応は多額の資金を必要とする。国は補正予算において、オンライン授業を推進するためのシステム・サーバー整備、機材整備並びに技術面・教育面の支援体制整備にかかわって財政措置を講じたが、これは緊急避難的な措置であった。情報インフラは最も技術革新の激しい分野であり、いったん整備しても、機材・設備・技術の陳腐化に見舞われる。情報インフラ整備のための基盤的な財政支援が継続的に行われる必要がある。

またコロナ禍により経済的困窮に陥った学生を対象に「学生支援緊急給付金」や「緊急特別無利子貸与型奨学金」が創設されたが、学生やその家計支持者が経済的困窮に陥る時期が個々に異なることから、継続的に措置していく必要がある。

今後は、リカレント教育推進に係る支援も必要となる。産学が共通の認識のもとでリカレント教育を推進し「学び続ける社会を実現」することが必要だ。そのためには、国は、受講する個人に対して受講費用の所得控除などの税制優遇措置や、一定の出席率を前提とした給付金等の支給が望まれる。またリカレント教育を行う大学に対する寄

附を促進するための優遇税制など、リカレント教育推進のためのインセンティブの整備が求められている。

## 4 質向上のありかた

本提言では、前述のような大学設置基準の見直し等を求めているが、この規制を緩和することによって、大学教育の質の低下を招いてしまうことは、あってはならない。とりわけ、社会に求められる高度な専門知識を有する人材の育成を考える時、これからの大学において質の低下を招く事態は許されない。既存の大学も、新たに大学を設置する場合においても、大学は社会の信頼を獲得し学生の学びを持続可能なものとしなければならない。

そこで、大学設置基準の緩和に伴い大学の質の低下を招かないための方策として、たとえば認証評価機関等を通じて、①教育の質、②経営状況、③定員充足率、④情報公表を含むガバナンス体制をより厳格に点検し、承認を得た大学に対して緩和策を適用するということも考えられる。また、新たに大学を認可する場合には、現行の基準を適用し、完成年度以降緩和の対象としていくなどの方策を講ずるのも一案である。教育の質を担保し健全な大

学運営を行う大学については、大胆な大学改革を進め、新しい教育に挑戦できるよう国は後押しすべきである。

日本私立大学連盟教育研究委員会は、2018年12月に報告書『教育の質向上に関する調査』を公表し、教育の質向上を実現するための最大の課題は、学修成果の可視化であることを確認した。そのうえで、各私立大学の個性あふれる建学の精神をさらに広く社会に発信することを目的として、アセスメント・ポリシーを定め、それを積極的に公表することを提言した。しかしながら、オンライン教育の学修成果については、現時点では未知の領域と言っても過言ではなく、教育関係者が総意を結集して検討を開始する必要がある。

情報公表もまた、質の向上に欠かせない要因である。オンライン教育の急速な普及に伴って、大学教育の実態が再びブラックボックス化している。まずは、文部科学省がオンライン教育に関する定義を明確にして、公表すべき情報について、大学間に共通理解を形成する必要がある。

ポストコロナ時代における大学教育をめぐって、社会が関心を寄せる問題は学修成果だけではない。さらに大きな注目を集めた点は、学生支援と教育環境、そして情報支援

である。学生の情報環境に関しては、個人、家庭、地域などによって、依然として大きな格差があることが誰の目にも明らかになった。この問題は、公平性の担保という民主主義教育の基本的前提を維持するうえで、看過することができない問題である。

## 5 授業料に対する考え方

コロナ禍によるオンライン教育の導入によって社会的関心を集めたもう一つの話題として、授業料に関する考え方があ。たとえば、学生納付金に占める人件費の割合を示す人件費依存率を学生や保護者にも積極的に情報公表することも検討するべきであろう。授業方法が変更されても、人件費を削減しないかぎり、学生納付金を変更する理由にはならないことをもっとわかりやすく発信することが必要である。

授業料については、オンライン授業や対面授業などの一授業科目の履修を単位として積み上げているものではなく、学位授与を見据え、その準備を含めた総合的な教育環境を提供するための経費である。また施設設備費は、単なる利用料としての経費ではなく将来の設備充実のための投資資金と位置づけられ、私立大学の教育研究環境の

充実に向けて、キャンパスや設備の維持、管理等に充てられている性質のものである。したがって、現在の授業料の制度では、学生一人の授業料は標準4年間の入学から卒業までに学ぶことを実現するための経費であり、学年によって経費の発生額が異なるものの、なるべく学生の支払い負担の年度均等性を図るような授業料設定となっている。

しかし今後、卒業までの在学期間の撤廃によって社会人などの長期履修学生が増加する、あるいは留学等のために短期で卒業する学生が増加することが予想される。これを考慮すると、多様な学び方の学生間の公平性を図るために、授業料全体の考え方は前述を維持しつつ、卒業までの授業料総額を卒業までの平均登録単位数等で除して設定するような、従量制に基づく登録科目1科目当たり授業料の本格的な検討も視野に入れる必要があるであろう。

今回、以上のように多くの提言を行ったが、それはコロナ禍を、「学び」の質を向上させる好機にしたいからである。多忙極まる大学の教職員は、きつかけがないと、なかなか体制を変えることができない。今回は、走りながらも考え、試行し、学生たちのためになんとか次のステップを踏みたいものである。